

申請に必要な書類

1 全員の方に提出いただく書類

- ①特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- ②臨床調査個人票（3カ月以内に記載されたもの）
- ③住民票（世帯全員のもの・個人番号を記載・交付日から3カ月以内のもの）

- ④世帯調書
- ⑤医療保険証（健康保険証）の写し
- ⑥「世帯」の市町村民税額等を確認できる書類
- ⑦同意書（国民健康保険・国民健康保険組合加入者のみ）
- ⑧受診者の本人確認ができる書類

※生活保護世帯の方は、①②③と生活保護を受給している証明書を提出してください。

2 該当する方のみ（追加）提出していただく書類

- ⑨保険世帯員が住民票上別世帯の場合、該当世帯員の個人番号が確認できる書類
- ⑩保険の同一世帯内に指定難病、小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方がいる場合は、受給者証の写しを添付、申請中の方がいる場合はその旨を記載

【参考】

◆⑤医療保険証（健康保険証）の写しについて
加入している医療保険の種別により提出していただく方が異なります。

- 受診者が国民健康保険（退職国保を含む）に加入の方は、住民票上同一世帯の中で同じ国民健康保険（退職国保を含む）に加入している方全員分
- 受診者が被用者保険※に加入の方で、被保険者の場合は受診者、家族の扶養の場合は受診者と被保険者

※被用者保険…全国健康保険協会、共済組合、〇〇健康保険組合 等
○受診者が後期高齢者医療の方は、住民票上同一世帯の中で、後期高齢者医療に加入している方全員分

◆⑥「世帯」の市町村民税額等を確認できる書類について
所得を把握する単位としての「世帯」については、受診者と同じ医療保険に加入している方々を一つの「世帯」として取り扱います。加入している医療保険の種別により提出していただく方が異なります。

【被用者保険】
医療保険における被保険者及びその被扶養者が一つの「世帯」となります。所得を確認する対象者は、「被保険者」となります（被保険者の市町村民税額の証明書を提出）。

【国民健康保険】【国民健康保険組合】
受診者と同じ国民健康保険・国民健康保険組合に加入している方全員が一つの「世帯」となります。所得を確認する対象者は、「世帯」の方（国民健康保険・国民健康保険組合に加入している方）全員となります（全員の市町村民税額の証明書を提出）。但し、中学生以下の方は不要です。

【後期高齢者医療制度】
住民票上の世帯のうち、後期高齢者医療制度に加入している方全員が一つの「世帯」となります。所得を確認する対象者は、「世帯」の方（後期高齢者医療制度に加入している方）全員となります（全員の市町村民税額の証明書を提出）。

※「世帯」の市町村民税が均等割も含めて非課税の場合
・受診者本人の年収の証明（所得証明書等）が必要です。
・受診者が18歳未満の場合は、保護者（父、母それぞれ）の年収の証明（所得証明書等）が必要です。

自己負担上限額（月額）

指定難病の医療費の自己負担割合が2割に引き下げられます（1割負担の方は変わりません。）自己負担上限額（月額）は、受診した複数の医療機関などの自己負担（外来+入院）をすべて合算したうえで適用されます。

市町村民税額等の状況等		一般	高額かつ長期（※）	人工呼吸器等装着者（※2）
生活保護		0	0	0
「世帯」の所得が市町村民税非課税（均等割・所得割とも）	本人年収～80万円	2,500	2,500	1,000
	本人年収80万円超	5,000	5,000	
「世帯」の所得が市町村民税課税	市町村民税額（所得割）7.1万円未満	10,000	5,000	
	市町村民税額（所得割）7.1万円～25.1万円未満	20,000	10,000	
	市町村民税額（所得割）25.1万円以上	30,000	20,000	
入院時の食費		全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、認定後、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）の自己負担上限額が軽減される制度です。
※2支給認定を受けた指定難病により医学的に一日中人工呼吸器を装着している方、体外式補助人工心臓を装着している方。その他、認定要件あり。

提出先・お問い合わせ先

機関名	住所・電話番号	担当市町村
安芸福祉保健所健康障害課	〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 0887-34-3177	室戸市・安芸市・東洋町 奈半利町・田野町・安田町 北川村・馬路村・芸西村
中央東福祉保健所健康障害課	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1128-1 0887-53-3173	南国市・香美市・香南市 本山町・大豊町・土佐町 大川村
中央西福祉保健所健康障害課	〒789-1201 高岡郡佐川町甲1243-4 0889-22-1249	土佐市・いの町・仁淀川町 佐川町・越知町・日高村
須崎福祉保健所健康障害課	〒785-8585 須崎市東古市町6-26 0889-42-1875	須崎市・中土佐町・梶原町 津野町・四万十町
幡多福祉保健所健康障害課	〒787-0028 四万十市中村山手通19 0880-34-5124	四万十市・宿毛市 土佐清水市・黒潮町 大月町・三原村
高知市保健所健康増進課	〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-45 （総合あんしんセンター内） 088-803-8005	高知市

【発行】高知県健康政策部健康対策課
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9678

特定医療費（指定難病）制度について

R6. 4月版

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度は、**341疾病が対象**です。（令和6年4月1日から）

医療費助成の支給認定を受けることにより、指定難病にかかる医療について、世帯の所得に応じて、医療費が軽減されます。また、令和5年10月1日から制度が変わり、**助成開始時期を前倒し**できます。



対象となる方

対象疾病（裏面参照）に罹患しており、疾病ごとの助成対象となる基準（診断基準・重症度分類）を満たす方。詳しくは、主治医にご相談ください。

軽症者特例

認定基準のうち「診断基準」は満たすものの「重症度分類」は満たさない方について、高額な医療を継続することが必要な場合、「軽症者特例」として医療費助成を受けることができます。詳細はお問い合わせください。

- 要件
申請する月以前の12カ月以内（指定難病の発症月がその期間内であれば発症月から）に指定難病に係る月ごとの医療費総額（10割額）※が33,330円を超える月が3回以上あること。
 - 提出書類
医療費申告書、領収書等のコピー
- ※医療費総額には、指定難病にかかる医療費、介護費（特定医療費の支給対象となるものに限る）を含みます。
例：医療保険の自己負担割合が3割の場合、自己負担がおよそ10,000円を超える月が3回以上。

申請方法、申請書類、指定医療機関一覧、難病指定医一覧は、ホームページをご覧ください。

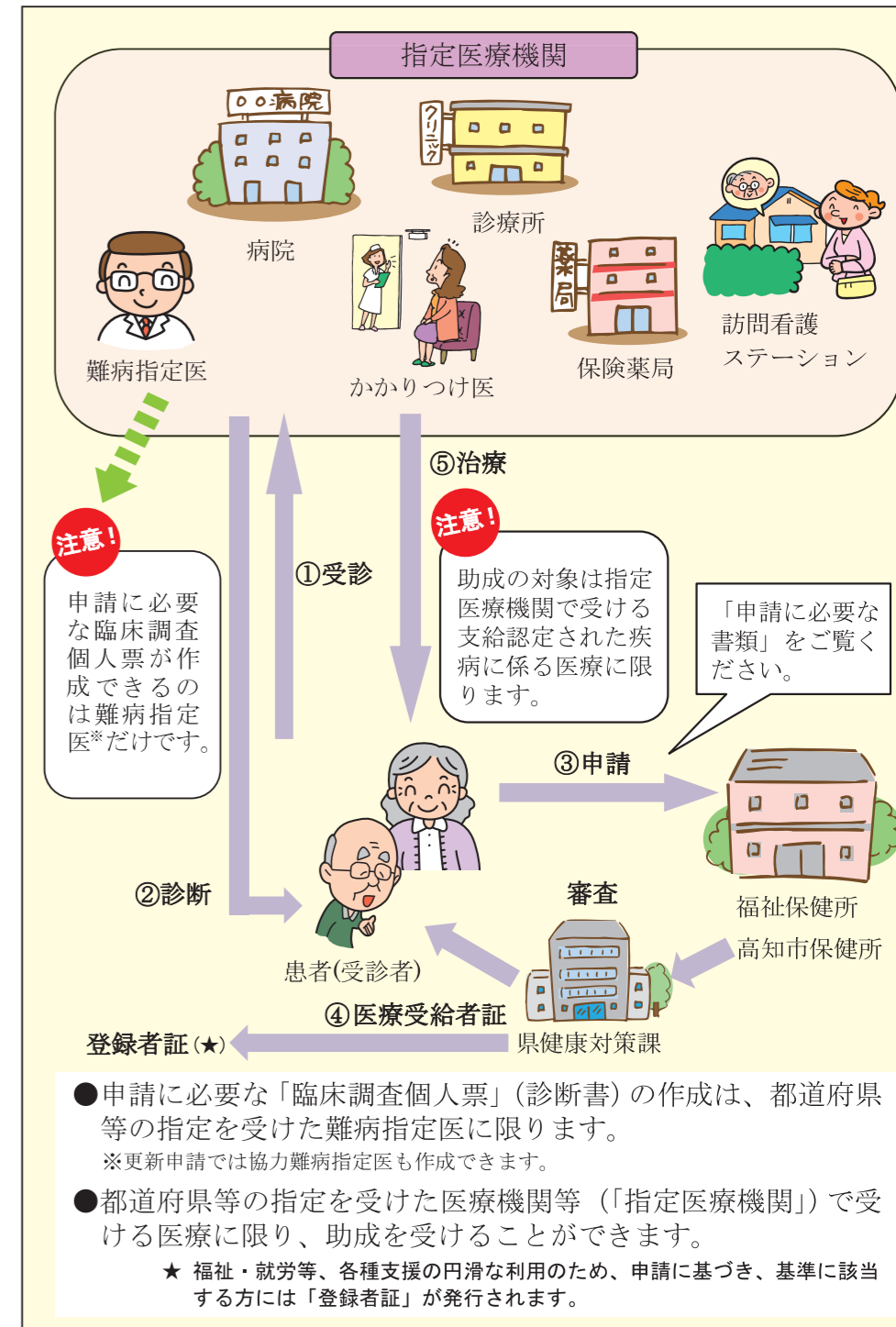
高知県 指定難病

検索

日本一の健康長寿県構想
県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるために

高知県

手続きについて



●特定医療費助成の開始日は、申請日から遡り「重症度分類を満たしていることを診断した日」、または申請受理日の原則**1ヶ月前**（やむを得ない理由がある場合は3ヶ月前の日）のいずれか遅い日となります。
※詳細は、難病情報センターのホームページをご覧ください。

- 臨床調査個人票（都道府県等の指定を受けた難病指定医が作成）等の必要書類を揃えて、裏面の福祉保健所（高知市に住民票がある方は高知市保健所）に提出してください。
- 支給認定の申請後、審査を経て結果が出るまでに、3カ月ほどかかります。
- 医療受給者証は有効期間があります。引き続き医療費助成を受けるためには、毎年、指定する期間内に**更新申請が必要**です。

